

第 5 3 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 8 号 )

---

招 集 年 月 日 平 成 2 5 年 6 月 2 1 日 ( 金 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 議 6 月 2 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 8 日 )

---

議 事 日 程

日 程 第 1 兵 庫 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 議 員 の 選 挙 に つ い て

日 程 第 2 宍 粟 市 選 挙 管 理 委 員 及 び 同 補 充 員 の 選 挙 に つ い て

日 程 第 3 第 58 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 8 号 ) の 承 認 に つ い て

第 59 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 9 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 4 第 60 号 議 案 平 成 24 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 6 号 ) の 専 決 処 分 ( 専 決 第 7 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 5 第 61 号 議 案 宍 粟 市 地 区 計 画 等 の 案 の 作 成 手 続 に 関 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 6 第 63 号 議 案 宍 粟 市 ばん し ゅ う 戸 倉 ス キー 場 条 例 及 び 宍 粟 市 ち く さ 高 原 総 合 レ ク リ エー シ ョ ン 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

第 65 号 議 案 宍 粟 市 波 賀 サ イ ク リ ン グ ター ミ ナ ル 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 7 第 64 号 議 案 宍 粟 市 少 子 化 対 策 事 業 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 8 第 67 号 議 案 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て

日 程 第 9 第 68 号 議 案 平 成 25 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日 程 第 1 0 第 69 号 議 案 平 成 25 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 70 号 議 案 平 成 25 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

- 日程第 1 1 第 72号議案 城下小学校南校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について
- 日程第 1 2 第 73号議案 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
- 日程第 1 3 第 74号議案 宍粟市長等の給与の特例に関する条例について
- 第 75号議案 宍粟市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について
- 第 76号議案 宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例について
- 日程第 1 4 請願第 2 号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請についての閉会中の継続審査の件
- 日程第 1 5 発議第 4 号 宍粟市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
- 日程第 1 6 所管事務等調査について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 2 宍粟市選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 3 第 58号議案 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 8 号）の承認について
- 第 59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 9 号）の承認について
- 日程第 4 第 60号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分（専決第 7 号）の承認について
- 日程第 5 第 61号議案 宍粟市地区計画等の案の作成手続に関する条例について
- 日程第 6 第 63号議案 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例及び宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について
- 第 65号議案 宍粟市波賀サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 第 64号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例

について

- 日程第 8 第 67号議案 損害賠償の額の決定について
- 日程第 9 第 68号議案 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第 69号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 70号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 第 72号議案 城下小学校南校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について
- 日程第12 第 73号議案 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
- 日程第13 第 74号議案 宍粟市長等の給与の特例に関する条例について
- 第 75号議案 宍粟市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について
- 第 76号議案 宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例について
- 日程第14 請願第2号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請についての閉会中の継続審査の件
- 追加日程第1 第 74号議案 宍粟市長等の給与の特例に関する条例について
- 第 75号議案 宍粟市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について
- 第 76号議案 宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例について
- 追加日程第2 請願第 2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 追加日程第3 福嶋 齊議員に対する懲罰の件
- 追加日程第4 発議第 5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書について
- 日程第15 発議第 4号 宍粟市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

日程第16 所管事務等調査について

応 招 議 員 (18名)

出 席 議 員 (18名)

1 番 林 克 治 議員	2 番 稲 田 常 実 議員
3 番 飯 田 吉 則 議員	4 番 大 畑 利 明 議員
5 番 鈴 木 浩 之 議員	6 番 伊 藤 一 郎 議員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議員	8 番 西 本 諭 議員
9 番 秋 田 裕 三 議員	10 番 藤 原 正 憲 議員
11 番 東 豊 俊 議員	12 番 福 嶋 齊 議員
13 番 小 林 健 志 議員	14 番 山 下 由 美 議員
15 番 岡 前 治 生 議員	16 番 実 友 勉 議員
17 番 高 山 政 信 議員	18 番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長 中 村 司 君	書 記 宮 崎 一 也 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君
一宮市民局長 秋 武 賢 是 君	波賀市民局長 西 川 龍 君
千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君	企画総務部次長 花 本 孝 君
まちづくり推進部長 西 山 大 作 君	市民生活部長 岸 本 年 生 君
健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長 前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長 前 田 正 明 君	土 木 部 長 平 野 安 雄 君
水 道 部 長 船 引 英 示 君	教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長 広 本 栄 三 君	

(午前 9時30分 開議)

○議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程の先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、財団法人宍粟北みどり農林公社、有限会社生谷温泉伊沢の里、播磨いちのみや株式会社、株式会社波賀メイプル公社、株式会社フォレストステーション波賀及び財団法人しろう森林王国協会の平成24年度決算書及び平成25年度事業計画書等がそれぞれ市長から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御高覧願います。

報告2、本日市長から、議案3件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(岸本義明君) 日程第1、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同広域連合規約第8条の規定により、市長、副市長及び議会議員のうちから1名を宍粟市議会において選挙するもので、地方自治法第118条の規定に基づき、公職選挙法に準じて行うものです。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(岸本義明君) ただいまの出席議員数は18人です。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、林 克治議員、2番、稲田常実議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(岸本義明君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱の点検)

○議長(岸本義明君) 異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

○議会事務局長(中村 司君) それでは、1番 林 克治議員、2番 稲田常実議員、3番 飯田吉則議員、4番 大畑利明議員、5番 鈴木浩之議員、6番 伊藤一郎議員、7番 榎橋美恵子議員、8番 西本 諭議員、9番 秋田裕三議員、10番 藤原正憲議員、11番 東 豊俊議員、12番 福嶋 斉議員、13番 小林健志議員、14番 山下由美議員、15番 岡前治生議員、16番 実友 勉議員、17番 高山政信議員、18番 岸本義明議員。

○議長(岸本義明君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(岸本義明君) 開票を行います。

林 克治議員及び稲田常実議員、立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(岸本義明君) 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票です。

有効投票のうち、福元晶三君14票、山下由美君4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は4.5票です。

したがって、福元晶三君が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました福元晶三君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

福元晶三君、一言承諾の意思表示をお願いいたします。

○市長（福元晶三君） 先ほどの選挙の結果、当選ということでありました。慎んでお受けしたいと、このように思います。ありがとうございました。

日程第2 宍粟市選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（岸本義明君） 次に、日程第2、宍粟市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

議長において指名することに決しました。

まず初めに、選挙管理委員を指名いたします。

宍粟市一宮町黒原201番地3、森下累充君、宍粟市千種町黒土55番地、平田譲示君、宍粟市山崎町須賀沢129番地19、糸田正明君、宍粟市波賀町上野856番地3、野毛敬子君。

以上、4名指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました森下累充君、平田譲示君、糸田正明君、野毛敬子君。

以上、4名の方が宍粟市選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員を指名いたします。

宍粟市一宮町須行目55番地、勝部久和君、宍粟市千種町河呂10番地、河野義廣君、宍粟市山崎町中比地409番地、福山高文君、宍粟市波賀町安賀272番地2、小谷淳子君。

以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました勝部久和君、河野義廣君、福山高文君、小谷淳子君、以上、4名の方が宍粟市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序について、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

日程第3 第58号議案～第59号議案

○議長(岸本義明君) 日程第3、第58号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第8号)の承認についてから、第59号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第9号)の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月6日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第58号議案と第59号議案について、審査報告をいたします。

平成25年6月6日に審査付託のありました2議案については、宍粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分と宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分であります。会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に出席を求めて慎重に審査しました第58号議案については、平成25年度

税制改正で地方税法の一部が改正されたことに伴い、市の税条例の改正を行うものです。

主なものとしては、現在の低金利の状況を踏まえて、納税者の負担を軽減するために、延滞金及び還付加算金の利率を引き下げるものと、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間の4年間延長と控除限度額を拡充するものです。

次に、第59号議案についても、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移る場合に、特定世帯に係る世帯別平等割の減額を拡充するものです。

審査の結果、第58号議案、第59号議案、いずれも全会一致で承認すべきものと決しました。よろしくお願いいたします。

○議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第58号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

続いて、第59号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

#### 日程第4 第60号議案

○議長(岸本義明君) 日程第4、第60号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の専決処分(専決第7号)の承認についてを議題といたします。

本議案は、去る6月6日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年6月6日に審査付託のありました第60号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の専決処分(専決第7号)の承認についての関係部分について、6月10日に第3回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

総務費につきましては、太陽光発電システム装置に係る再生可能エネルギー利用促進事業補助金について、申請者の不測の事情によるもの、教育費については、一宮北中学校紫外線防止事業の実施に当たり、入札を執行するも2回にわたり入札不調となったこと、歴史資料館修繕事業においては、関西電力への許認可申請に不測の期間を要したこと、歴史資料刊行事業については、資料内容物の確認や掲載許可等に不測の期間を要したことにより、それぞれ年度内完了ができなかったことによる繰越明許費補正であります。

審査の結果、賛成多数で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告いたします。

以上であります。

○議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

- 産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成25年6月6日に審査付託のありました第60号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第7号）の承認についての当委員会関係部分は、6月10日に第3回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。
- 関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第60号議案は、3月補正予算可決後にやむを得ず追加や変更により繰越明許費の補正をしたもので、当委員会関係部分の内容といたしましては、産業部の林道用地購入事業の追加、緊急ため池事業の変更、また、土木部の交通安全施設整備事業と住宅管理事業の追加、道路維持修繕事業、道路新設改良事業、河川新設改良事業、市営下比地団地建て替え事業の変更でございます。

審査の結果、第60号議案の関係部分については、適切と判断し、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

- 議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

- 15番（岡前治生君） 15番です。第60号議案に対しまして、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

当議案は、繰越明許費の補正が出されているものでありますけれども、繰越明許費というのは、地方公共団体の予算の会計年度独立の原則の例外として定められているものであります。その繰越明許費は、特別の事情によって工事が遅れた場合など年度内に完了することができないときにのみ翌年度に繰り越して経費を支出することができるものであります。

しかし、今回、計上されている一宮北中学校紫外線防止事業は、特別の事情があ

ったとは到底言えないものであります。この工事に係る時系列の報告書の提出をしていただきましたけれども、それを見ると、先ほど委員長は、2回の入札不調とおっしゃいましたけれども、3回も入札が不調に終わっており、3回目の入札終了後に初めて最低価格見積者と再度見積もりをとって契約に至っております。これは明らかに教育委員会の政治的判断のミスであります。工事そのものは入学式までに終わったからよかったようなものでありますけれども、本来なら明許繰り越しなどにせず、もっと早く終わっておったものであります。これは特別の事情ではなく、教育委員会自らの判断ミスで招いた結果であり、繰越明許費としては甚だ不適切なものであります。このような繰越明許費を認めることは地方自治体の予算の原則がないがしろにすることになり、絶対に認めることはできません。教育委員会の責任を強く追求するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

4番、大畑利明議員。

○4番（大畑利明君） 4番、大畑です。私は、ただいまの繰越明許費の補正に係ります案件について、賛成の立場から討論を行います。

一宮北中学校の紫外線防止事業について争われたわけですが、いろいろ議論、審査を尽くしました結果、紫外線防止事業が生徒の入学時までに完成したこと。そして、一部は生徒への不安を招いたという事案はございますけれども、直接な影響は回避できたということで、やむを得ないだろうという判断で原案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

第60号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

第60号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第60号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第5 第61号議案

○議長（岸本義明君） 日程第5、第61号議案、宍粟市地区計画等の案の作成手続に関する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る6月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

- 産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成25年6月6日に審査付託のありました第61号議案、宍粟市地区計画等の案の作成手続に関する条例については、6月10日に第3回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

第61号議案の内容は、都市計画の一つである地区計画を定める際の意見の提出方法等についての手続を条例で定めるものでございます。

審査の結果、第61号議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

- 議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、大畑利明議員。

- 4番（大畑利明君） 4番、大畑です。ただいまの委員長報告に対しまして、1点、質疑を行いたいと思います。

都市計画法の第16条3項について、どのような議論が委員会の場で行われたかということをお伺いしたいというふうに思います。

都市計画法第16条3項では、地区計画の原案についての手続として、住民または利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定もしくは変更または地区計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができるというのを定めております。その点について、今回の条例に反映されておられませんので、その辺の審査の結果を質疑いたしたいと思います。

- 議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

- 産業建設常任委員長（実友 勉君） 都市計画法の第16条第3項につきましては、審査を行いました。法手続の場合には、都市計画法第17条第2項におきまして、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画案について意見を出すことができるという条文がございます。16条3項

については条例のときにする条例でございましたけども、今回、法手続が条例手続の間にはできませんけれども、法手続のときに住民からの意見が聴取できるということで、全員一致で可決をしたということでございます。

○議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

○4番（大畑利明君） 16条2項に係る原案に対する意見の申し出については、異議はないところでございますけども、この地区計画というのは、本来住民が主体的に、自分たちのまちをどういうふうにつくりたいかということ自らの案を申し出ることができるというのを16条3項で定めておるわけですが、その辺のことは今回ちょっと含まれていないというふうに感じましたので、改めてその議論を、今回は16条3項については結構でございますので、今後決定された以降、その案に対すること、あるいはまた新たに地区計画に対する自分たちの意見を申し出るような機会の場合を是非設けていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第63号議案及び第65号議案

○議長（岸本義明君） 日程第6、第63号議案、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例及び宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について及び第65号議案、宍粟市波賀サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月6日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

- 総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成25年6月6日に審査付託のありました第63号議案、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例及び宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について及び第65号議案、宍粟市波賀サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例については、6月10日に第3回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、第63号議案については、本市におけるばんしゅう戸倉及びちくさ高原の両スキー場の利用客の確保を図るため、両スキー場が利用でき、またスキーシーズンを通じて利用できるシーズン券を新たに設定するものであります。

また、ちくさ高原総合レクリエーション施設では、夏季シーズンの利用者の拡大を目的として、グレンデ内に「ゆり園」を整備することに伴い、夏場のリフト稼働が必要になるため、夏季リフト1回券の使用料を新たに設定するものであります。

次に、第65号議案については、施設の老朽化が著しいテニスコートを改修し、オートキャンプ場として整備することで入込客の増加を図り、サイクリングターミナル施設の充実と交流人口の増加を目指すもので、条例にオートキャンプ場に係る施設利用料を追加するものであります。

審査の結果、2議案について、それぞれ全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

- 議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了し

たいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

第63号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第63号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第65号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第65号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第64号議案

○議長(岸本義明君) 日程第7、第64号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る6月6日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第64号議案について報告いたします。

宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例については、6月10日に第3回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をしました。

第64号議案については、少子化対策の一環として乳幼児等医療助成事業の全額助成対象者を中学生までに拡大するものです。

審査の結果、第64号議については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第64号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第67号議案

○議長（岸本義明君） 日程第8、第67号議案、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本議案については秘密会を開いて審議したいと思います。

秘密会を開くには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ討論を用いなくて可否を決することに規定されておしま

す。

よって、直ちに起立により採決します。

秘密会を開くことに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岸本義明君) 出席議員は18人であり、その3分の2は12人です。

ただいまの起立者は14人であり、所定数以上であります。

よって、秘密会を開くことは可決されました。

議員、事務局職員及び市長、副市長、教育長及び総合病院事務部長以外の説明員並びに傍聴人の退場を命じます。

暫時休憩します。

午前10時10分休憩

————— (説明員及び傍聴人退場)

午前10時10分再開

[秘密会のため非公開]

○議長(岸本義明君) 暫時休憩します。

午前10時15分休憩

————— (説明員及び傍聴人入場)

午前10時20分再開

○議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開します。

日程第9 第68号議案

○議長(岸本義明君) 日程第9、第68号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本議案は、去る6月6日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年6月6日に審査付託のありました第68号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分について、6月10日に第3回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

民生費では、千種地域における幼保一元化推進経費の追加、教育費では、平成26

年4月からの菅野小学校・土万小学校の統合に伴う学校閉校記念事業補助金を追加するとともに、両校の交流事業のための経費や、本年4月から始まった三土中学校区から山崎西中学校区への区域外通学に係る遠距離通学補助金を追加計上しております。

さらには、菅野小学校と波賀中学校区の学校規模適正化に向けた波賀小学校の学校施設改修経費に係る設計監理業務委託料を計上しております。

これらに係る歳入については、学校規模適正化推進に伴う市債の計上と前年度繰越金を計上しております。

また、学校施設改修等の設計監理業務委託については平成26年までの事業となるため、債務負担行為の追加が計上されています。

審査の経過については、菅野・土万小学校閉校記念事業補助金、菅野・波賀小学校改修工事設計監理業務委託料は、それぞれ学校規模適正化の推進にかかわるものであり、教育委員会は、それぞれ地域で保護者や地域住民の意向が確認されたとして補正予算を計上しているが、学校規模適正化地区別協議会の開催やその意思決定の前に行うものであり、現時点での予算化は時期尚早であること、現時点における予算の承認は保護者や地域住民の自由で民主的な議論の足かせになる可能性が高いこと、また千種中学校区幼保一元化に関する幼保交流事業バス借上料については、千種中学校区における認定こども園の運営主体の選定について、認定こども園の具体像、運営主体の実態が見えない、また、その情報が開示されていないことから現段階で予算化すべきではないとの意見が出ました。

審査の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第68号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の当委員会関係部分については、6月10日に第3回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

民生費において国民健康保険基盤安定繰出金の見込額による増額、寄附金を活用した少子化対策事業備品購入費の増額及び生活保護費の支給基準が改正されることにより、電算システムの改修費が増額されています。また、それに伴い歳入で県支

出金、寄附金及び国庫支出金が増額されております。

審査の結果、第68号議案については、全会一致で可決すべきものと決しましたが、委員から生活保護費の見直しに当たっては、受給者の方の生活実態をそれぞれ把握して判断されるように意見がありました。

以上です。

○議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、福嶋 斉議員。

○12番（福嶋 斉君） 秋田委員長の報告は賛成少数で否決というふうにお伺いいたしました。そこで、否決するということは非常に重いものであると。賛成しなかった議員は誰であるのか、その議員から、それぞれどんな項目が、どういう理由で賛成できないという発言があったのか、またなかったのか、あればその理由と説明された内容を聞かせていただきたいと思います。

次に、今回の第68号補正予算、全てにおいて賛成できないというなら、ただ反対ということでもいいのかもしいかなと私は思います。でも、一部について反対と言うならば、少なくとも修正案を提出すべきだと、こういうふうに思います。反対した部分以外を生かすようにしなければ、反対した議員は無責任すぎると、こういうふうに思います。

そして、反対した議員から修正案を出すとか、あるいは本会議での修正動議というようなものを出すような準備があったのかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

そして、もし議論もなく、この場に修正案も出てないということは、反対した議員の怠慢ではないかと、私はこういうふうに思います。反対して否決になったら、当局で考えろではなく、やはりよりよい方向に市を導くために、一部が気に入らないからと、全てを否定するのではなく、建設的な意見を持って委員会に修正案を提出すべきであったと思いますが、いかがでしょうか。

次に、今の第68号議案について、教育費の部分の13ページ、ここを少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 先ほどの質疑についてお答えをいたします。

まず、賛成しなかった議員は誰かという質問でありましたが、当委員会は、私、委員長、秋田を含めまして6名で編成されております。賛成だったのは東議員と藤原議員だったと思います。ほかの方が反対でありました。

それから、どういう理由だったかというのは、先ほど委員長報告をいたしましたところの後半の部分になろうかと思えます。少し繰り返しますが、反対者の意見といたしましては、教育委員会はそれぞれ地域で保護者や地域住民の意向を確認されたとして補正予算を計上しているが、学校規模適正化地区別協議会開催やその他の意思決定の前に行うものであり、現時点での予算化は時期尚早であるという意見が出ました。これは一つの意見であります。

それから、同じ理由で、現時点で予算の承認は保護者や地域住民の自由で民主的な議論の足かせになる可能性が高いので、だめだという意見であります。

それから、また、千種中学校区の幼保一元化に関する幼保交流事業バス借上料について、千種中学校における認定こども園の運営主体の選定その他がまだ具体的に見えていないということで反対だという意見でありました。

そういった意見が反対の理由であります。先ほど委員長報告の内容を読み上げましたが、そういう理由であります。

それから、修正案につきましては、反対された議員さんのほうから検討しているということはお聞きしましたが、当委員会で決定、審査終了した時点では、修正案の話は出ませんでした。私もそのことについては残念に思います。

それから、13ページでしたか、今指摘を受けてましたのは。第68号議案の13ページの歳出の項目を言われているんだと思いますが、これについては教育委員会から詳細な資料が提示されております。まずは学校の閉校記念事業費、土万・菅野小学校、これにつきましては200万円です。歴史の保存記念事業等の円滑な実施に資するものは200万円。それから、山崎西中学校に遠距離通学のバス代補助金66万6,000円であります。それから、180万円のところですが、学校規模適正化推進に係る学校間交流事業に伴うバスの借上料180万円です。これは土万・菅野小学校、波賀、野原、道谷の交流事業に資する予定であります。ここ3点でありますね。それがページ13のところかと思えますが。

以上です。

○議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（岡前治生君） 動議を提出したいと思います。発言取り消しの動議を提出します。

(「賛成」の声あり)

○議長(岸本義明君) 15番、岡前治生議員。

○15番(岡前治生君) 先ほど福嶋議員から委員長報告に対しての質疑の中で修正議案を出さないのは、反対した議員が無責任との発言がありましたけれども、この修正案を出さなければ無責任と言われる根拠は何もないのでありまして、議会の仕組みを知らない議員さんの言われることではないかと思えます。修正案を出すとか出さないとかということは、今回の補正予算の採決には全く関係ないことでもあります。まんまんその議案が否決になったとしても、それは当局の責任において新たに提出し直すなり、臨時議会を招集して出し直すなり、再議にかけるなり、それぞれ方法はあるわけありますから、そういう意味で、先ほどの福嶋議員の発言については、議会並びに私たち反対した議員に対しての侮辱であると思えますので、発言の取り消しを求めます。

○議長(岸本義明君) ただいま15番、岡前治生議員より発言取り消しの動議が出されましたが、これを採決で皆さんの意思を聞きたいと思えます。

ただいまの発言どおり、動議に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(岸本義明君) 起立少数であります。

動議は否決されました。

15番、岡前治生議員。

○15番(岡前治生君) それでは、本会議ですので、あまりにも発言が私は問題だと思いますので、懲罰に関する動議を提案したいと思います。

本会議、議会ですので、何をおっしゃっても結構なんですけれども、先ほどの福嶋議員の発言は、先ほども言いましたけれども、私も含めてでありますけれども、反対の立場に立った議員を侮辱するものであります。こういうふうなことが通常まかり通るのであれば、それこそ反対するのであれば、その反対の責任をとれというふうなことになるわけで、行政と議会のチェック機能、そういうものが働かない、また働きにくくなるというふうなことを議会に押しつけるものだと思うんですね。ですから、議会に対して先ほどの福嶋議員の発言については、大変大きな問題を含んでいると思えますので、私は本会議の場での発言でありますので、懲罰の対象になるかと思えますので、お諮り願いたいと思えます。

○議長(岸本義明君) ただいま動議が出されましたが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま出されました動議、懲罰動議でございますが、これは口頭ではなくして文書でもって所定数の発議者が連署して議長に提出することになっております。そして、その事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならないというふうになっておりますので、この際、そういう手続を踏んで懲罰動議を出していただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

---

午前11時12分再開

○議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま岡前治生議員外2名から地方自治法第135条第2項の規定によって、福島 斉議員に対する懲罰の動議が提出されました。

この動議を日程に追加して追加日程第1として議題とすることについて、採決をしたいと思います。

この採決は起立によって行います。

このただいまの動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岸本義明君） 起立少数です。

したがって、この動議を日程に追加することは否決となりました。

ただし、正式に懲罰動議を議長宛てに3名の連記で出されましたので、懲罰特別委員会の設置をして審議したいと思います。

この人数は10名でございます。これは議長が指名いたします。

私がただいまより指名いたしますので、まず、提出者と当事者の福島議員を除いて、そして議長を除きますと13名になりますので、そのうちで10名を選びたいと思います。これは別に何の基準もございませんので、私の独断と偏見で決めさせていただきます。

数字の最後が私ですけど、その前の17番、高山議員を除きます。そして、同じ会派の東議員を除きます。そして、一番最初の1番の林議員を除いて、当事者と今言

いました方を除いた、残りの10名の方を委員とします。

名前を呼び上げます。2番 稲田常実議員、3番 飯田吉則議員、6番 伊藤一郎議員、7番 榎橋美恵子議員、8番 西本 諭議員、9番 秋田裕三議員、10番 藤原正憲議員、13番 小林健志議員、14番 山下由美議員、16番 実友 勉議員、以上の10名の方で特別委員会を設置していただき審査をしていただきます。

本日しか本会議の日程がありませんので、本日の本会議の日程の最後に追加してやりたいと思います。何か御異議ありますか。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 前にも一度侮辱をされたことで委員会で懲罰をお願いしたんですけども、そのときは本会議中やなかったんで、何ともならなかったんですけども、今回も最終日ということになっておりますので、私は福嶋議員が発言された内容というのは、本当に議会の仕組みの上からも大変重い発言だと思うんですね。そういうことから考えますと、今日結論が出ればいいですけども、結論が出ない場合においては、議員必携にも閉会中の委員会の開催も可能だというふうに書いてありますので、私は閉会中も含めて今後のこともありますので、きちっとどのような懲罰が適当なのか、それとあわせて発言内容の真意について、しっかりと議論をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岸本義明君） 閉会中の審査も可能になっておりますので、もし本日中に結論出ない場合には、閉会中、継続して審議をしていただきたいと思います。

12番、福嶋 斉議員。

○12番（福嶋 斉君） 私は先ほど申しましたことを撤回する必要はないと思っておりますし、反対はあって当然だろうと思うんですね。その中で、やはりそれらに対してやっぱり責任を持って修正案というものを出さないことが無責任であると、こういう発言をいたしました。私がもし反対していれば、やはり修正案を出すという、そういう立場で発言をしています。そういうことなんです。

以上です。

○議長（岸本義明君） 以上で、先ほどの岡前議員の動議に対して委員会で審議していただくということに決しました。

先ほどの日程第9、第68号議案の審議を継続いたします。

ほかに質疑はありませんか。

15番、岡前治生君。

○15番（岡前治生君） 民生生活常任委員長にお聞きしたいんですけども、生活保

護システムの改修委託料、補助金も含めて入っておるんですけども、委員長は支給基準の変更というふうに言われましたけども、具体的に支給基準の変更というふうなことはどういうことなのか、もし、当委員会に資料が出されておりましたら、今日議員協議会かありますので、そこで資料を配付してもらって説明を受けたいと思います。今、説明ができる範囲内でお聞かせ願えたらと思います。

それと、あわせて金額的には10万円ということなんですけども、指定寄附ということで10万円があって、少子化対策の備品購入費ということで10万円充てられていますけども、これは具体的には何を購入されるのか、お聞かせください。

○議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 生活保護システムの改修委託料ですけども、補正の理由は生活保護基準については、平成20年度以降見直しされなかったが、厚生労働省は社会保障審議会、生活保護基準準備会の検証結果や物価の動向を勘案するとした考え方にに基づき、平成28年8月1日から改正することとなりました。そのためのシステム変更が必要なもので、その費用を今度計上させていただいております。それは電子計算機の変更です。

内容としては、生活保護基準の主な内容ですけども、激変緩和の観点から見直しの基準生活費が現行の基準生活費の10%を超えて減額とならないように調整するとともに3年程度かけて段階的に実施する。第2類の基準額及び冬季加算並びに第1類に係る変型率の世帯人員区分を1人、2人、3人から9人、10人以上、1人ずつ増すことに加算する額に変更する。各種加算についても物価動向を勘案する。期末一時扶助についても物価動向を勘案するとともに、現行では世帯人数が増えると単純に世帯人数倍していた支給額に世帯規模の経済性スケールメリットを導入する。勤労控除についても全額控除となる基準や控除率を見直し、就労インセンティブを強化するなどの変更であります。

内容については、基準見直し具体例もありますので、全体協議会で資料として出させていただきたいと思います。

以上です。

○15番（岡前治生君） 少子化対策については。

○議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 申しわけありません。少子化対策備品購入費については審議しておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

4番、大畑利明議員。

○4番（大畑利明君） 私は、第68号議案の一般会計補正予算の原案に対する反対討論をさせていただきたいと思います。

委員長報告がございましたので重複は避けたいと思いますが、補正予算の中で、とりわけ小学校の統廃合に係る予算について、私は少し異論を唱えております。

教育委員会の報告は、既に地域住民や保護者の意向が確認されたということで上程をされておりますけども、まだ小学校の統廃合について最終決定がされたものではないというふうにとらえております。特に、教育委員会自らが定めておられますプロセスの中にも、今後、地区別協議会とか最終決定までのまだ道のりがございますが、そういうものからしても矛盾するものではないかというふうに思っております。したがって、現時点での参加はすべきでないというふうに考えております。

教育委員会のまた説明では、予算の執行に当たっては、適正な時期に執行するという説明がございましたけども、この補正予算を議会が承認することは、今後の会議や、あるいは今後地域住民が統廃合に向けて活発な議論をされる足かせになるというふうに考えておるわけでございます。その教育委員会の説明にも同意できないというのが私の考えでございます。

また、区域外通学に係る予算の上程もございますが、区域外通学に係る問題は、本来いじめからの回避であったり、家庭内暴力当から回避するために設けられた制度でございますが、今回の区域外通学につきましては、三土中学校の統廃合に大きく絡むもので、教育委員会がその運用を拡大解釈するものであるというふうに捉えておりました、私もこの規定に大幅な運用がされているという意味で反対をするものでございます。

さらに、千種中学校区における幼保一元化の幼保交流事業バス借上料がございまして、これらに関しましては、まだどこが運営主体に決められたのか、全く議会に報告がないまま予算だけが提案されておりますので、審査をすることが不可能という意味から反対をするものであります。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、藤原正憲議員。

○10番（藤原正憲君） 10番、藤原です。私は、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）に対しまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今回の補正は、福元新市長のもと、時間的に制約がある中で必要最小限の補正であったかなと、このように思います。

先ほども秋田委員長の報告等と重複しますが、主なものはということで、第2表の債務負担行為補正で、新築後20年以上たった校舎等を改修する、いわゆる国の補助のもと大規模改修工事等によりリフォーム工事を実施するための設計監理業務委託料を予算措置するものであります。何も規模適正化、統合・廃合というんですか、を想定してのみの実施するものではないと、私はこのように思います。この校舎等がリフォームされることによりまして、快適な教育環境の中で児童が勉強、運動に頑張ってくれるものと、このように期待しておるところであります。

次に、土万・菅野小学校の閉校記念事業補助金についても、地域の地域委員会等々の結果を受けて予算措置をするものであります。地域の意見を聞きながら、尊重しながら、当局も進めており、将来、その英断に対しましては私は評価されるものと思います。

また、土万地区中学生の区域外就学につきましても、保護者、そしてまた両教育委員会等々が協議しまして決定したものであります。その結果、遠距離通学補助金の要綱等に基づき予算措置されたものであります。波賀の山村留学にいたしましても、保護者、そして関係機関が協議し、留学生の受け入れをしているのは御案内のとおりでございます。

と申し上げ、賛成討論といたしたいと思います。皆さん方、議員各位の御賛同を賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許可します。

5番、鈴木浩之議員。

○5番（鈴木浩之君） 私、議案番号68番、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の反対の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告及び大畑議員の討論と重複する内容があるかと思いますが、今回の一般会計補正予算の中に組み込まれている教育委員会教育総務課、小学校教育振興費、学校改修工事設計監理委託料、この点について、まず1点反対でございます。

これは、学校の規模適正化、この方向性については、特に波賀中学校区では、その同意が得られということは認識しております。ただし、その後、中身、ソフト面

及びハード面、両方を学校規模適正化に向けて協議する協議会、これはつい先日、第1回が行われたばかりでございます。その点に関して現在まだ協議が進行しているとは言いがたい。その時点での予算計上、これは住民の協議に対して制約を加える可能性があるため反対という立場であります。

もう1点、こども未来課、少子化対策事業費、千種中学校区幼保交流事業バス借上代、この点について反対でございます。

こちら先ほどの説明等にありましたが、認定こども園の運営主体の選定基準、選定過程の情報開示が不十分、教育委員会が説明責任を果たしているとは現段階では言えないというふうに考えております。つまり、運営主体が決まっていない段階での予算計上は根拠がないということから、反対というふうにさせていただきます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、東 豊俊議員。

○11番（東 豊俊君） 第68号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）について、この補正予算について、委員会で審査をしました教育費の主な部分についての賛成討論をいたします。

事務局費で200万円、教育振興費で180万円、小学校教育振興費で1,500万円などが計上されております。この件は、学校規模適正化推進の状況にもありますように、土万・菅野小学校において、また、旧波賀町の小学校においても適正化のその年度の違いはあるものの、地域委員会の決定を受け、教育委員会において方向性が確認の上、承認されたとの説明を受けております。また、「広報しそう」6月号にも、記事として掲載、説明がされており、広く市民に知らされております。それぞれの地域で地域委員会で決定され、方向性が確認され、承認されたものに対して、その準備にかかるこの教育費の補正の予算化は当然ながら必要と考えるものです。

よって、第68号議案については賛成をするものです。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。第68号議案に対する反対討論を行います。

この補正予算には、地区協議会は設置されておりますが、まだ閉校が正式に決まったわけでもないのに、土万小学校と菅野小学校に学校閉校記念事業補助金200万

円が計上されております。そして、統廃合の方向が決まったからと計上された波賀小学校と菅野小学校の大規模改修工事の設計監理委託料が1,500万円も計上されております。この二つの小学校の全体事業費では、菅野小学校が5億9,610万円、波賀小学校は1億6,800万円で合計7億6,410万円という大事業であります。さらに、統廃合のために学校間の交流事業のバスの借上代として180万円も計上されております。

また、千種町の住民がまだ合意しているとは言えない幼稚園と保育所の統合では、千種の認定こども園を進めるために、千種幼稚園と杉の子保育園児の交流のためのバスの借上代が17万9,000円計上されております。

おまけに、教育委員会がなぜ認めたのか理解に苦しむ三土中学校の土万地区中学生の区域外通学への補助金が99万6,000円も計上されています。今、三土中学校には旧南光町の三河地区の1年生の子どもたちは通っていますが、旧山崎町の土万地区の1年生の子どもは県立大附属中学校に進学した子どもを除いて全員が山崎西中学校に通うという理解しがたい事態になっております。

区域外通学は、認められる条件が決められており、今回のケースはどれにも当てはまらないものであります。それに通学補助金を出そうというのでありますから、大変大きな問題であります。例え保護者からの要望があったとしても、三土中学校は佐用町と宍粟市という自治体同士でつくっている中学校ですから、どちらか一方だけが通学しないことなど、通常認められるべきではありません。このようなときこそ、教育委員会が指導力を発揮して、このような不正常的な状態にならないよう回避すべきだったのではないのでしょうか。教育委員会にその機能がないのであれば、市長がその指導力を発揮すべきだったのではないのでしょうか。いずれにしても、常識では考えられない補正予算の内容であります。

これらは、さきの繰越明許費、またこの後採決される城下小学校の耐震補強・改修工事もそうありますが、教育委員会が本来の仕事に力を入れず、どうしても進めなければならないというわけではない幼保一元化や小学校の適正規模化に力を集中し、住民の願いとはかけ離れたことには上記のように用意周到に予算化をして、住民の願いにはいいかげんな対応になっているのだからと思います。このような補正予算は絶対に認めるわけにはいきません。

以上で討論を終わります。

○議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第68号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員長の報告は否決、民生生活常任委員長の報告は可決であります。

したがいまして、原案について採決いたします。

第68号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第68号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第69号議案～第70号議案

○議長(岸本義明君) 日程第10、第69号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)から第70号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)までの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月6日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第69号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)から第70号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)までの2議案は、6月10日に第3回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました。

第69号議案については、平成24年度の医療費の見込みや平成25年度の所得等が概ね確定したことにより、それぞれ所要額を精査したものです。

次に、第70号議案については、損害賠償請求事件に伴う和解金と弁護士費用を増額したもので、歳入については保険金が増額されております。

審査の結果、第69号議案から第70号議案の2議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

よろしく願いいたします。

○議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第69号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第70号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第72号議案

○議長（岸本義明君） 日程第11、第72号議案、城下小学校南校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る6月17日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成25年6月17日に審査付託のありました第72号議案、城下小学校南校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について、6月17日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

城下小学校の南校舎は、昭和50年建設で、既に38年が経過し、老朽化も進んでおります。また、耐震上も補強が必要であります。

このような状況から、今回、当該校舎の耐震補強・改修工事を実施し、安全確保と教育環境を改善するとともに、地域の防災拠点としても有効活用を図ろうとするものであります。

審査の経過につきましては、当該工事の実施に当たり、PTA、地域にも事前の説明や協議も実施されておらず、当該契約締結後において実施する予定であるとの説明で、改築といえども大規模な改築であることから、事前の説明や協議が必要であることや、学童保育室についても2階部分に設置する予定で、2階へのアクセスについて階段を利用するしか方法がなく、また、車椅子対応のトイレについても1階にしか設置されておらず、障がいのある児童への対応が考慮されていないなど、普通教室と学童保育室との境界部分にシャッターを設置して管理するとの説明でありましたが、シャッターを閉めた状態で万一火災が発生した場合の避難経路の確保に危惧するといった意見が出されました。

耐震改修の必要性は認めるものの、事前の地元関係者への説明や、この間、所管委員会への協議・説明が十分されていないといった意見が出てまいりました。

審査の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、山下由美議員。

○14番（山下由美君） それでは、城下小学校南校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について、委員長報告についての質疑を行います。

学童保育室、これについての質疑を3点行いたいと思います。

まず、学童保育というものがどういうものなのかといいますと、働く親を持つ子

どもたちの家庭にかわる毎日の生活の場、これが学童保育であります。そして、子どもたちが安心して生活できる専用の施設、これが必要であるということは私も一般質問においてもずっと質問してまいりました。

そこで、今回のこの学童保育室の図面を見させていただいて驚いたのですが、学童保育室といたしまして、部屋が一つしかありません。本来ならば生活室、静養室、遊戯室、これがあるべきであります。特に静養室、これは一時気分が悪くなったお子さんが休む部屋であったり、また障がいのあるお子さんが、特に軽度発達障害、自閉症のお子さんなど、やはりしばらく静養するそのような場所が絶対必要であります。この図面を見たら、そのようなところがないんですけれども、その点、1点お願いします。

それと、あと外の階段を通過して部屋に入ることになるんですが、私、この階段、実際に昇り降りをしてきたんですけれども、30段もありまして非常に危険な階段であります。手すりが両側にありません。屋根はつけてもらえるということなんですけれども、非常に危険だというふうに実際に現場を見て感じました。

また、今、城下小学校の学童さん、26名いらっしゃいます。そのうちの1年生17名です。2年生4人、3年生5人となっておりますが、その1年生の小さなお子さん、17名が毎日階段の昇り降りをされる、非常に危険であると思います。それから、その小さな1年生のお子さんを迎える来られる保護者の方はやはり兄弟、もっと小さな兄弟をベビーカーに乗せたりして連れて来られます。そのときに階段を上がれない、どのようにすればよいのか非常に困られると思います。そのようなところに意見は出なかったのでしょうか。

それと、あと、この非常に急な30段の階段を上がってドアをあけますと、すぐに音楽室があります。その音楽室を通らないと学童保育室には行けません。そして、実際に尋ねますと、6年生の音楽の授業がこの学童さんが来られるときに、まだあるという話です。そのときにはどうするのかということ、そのようなことが話されたのかどうか。

以上、3点お願いいたします。

○議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） まず、1点目の生活の場という話でありましたが、生活の場に及ぶ話は出ておりません。図面でお示ししておるとおりの学童保育室についての説明が中心でありまして、生活の場という説明は出ておりませんでした。

それから、2階の廊下の階段に対して、小さな児童生徒の手すりの問題の指摘がありますが、これについての説明はありません。小さいとか大きいとかいう児童の体格までに及んだ、考慮したとかしないとかいう話は出ておりません。

それから、三つ目の音楽室の話ですが、音楽室から通るといふ話は出ておりません。ただ、学童をお預かりする場合のシャッターの位置づけについての説明があったという内容であります。

以上。

○議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、賛成者の発言を許します。

11番、東 豊俊議員。

○11番（東 豊俊君） 第72号議案、城下小学校南校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について申し上げます。

この議案は、昭和50年に建設している城下小学校南校舎の耐震補強・改修工事をして児童生徒の安全を確保し、あわせて地域防災の拠点にもなるようにとの目的でその工事をしようとするものです。

校舎内の改修工事部分だけを見た場合、学童保育室を2階部分に置いていることは、障害者に配慮ができていない部分はありますが、その工事の目的とするところは、安全を優先するものであり、構造の耐震指標を現況の0.48から0.77にするという説明であり、耐震指標、いわゆるI<sub>s</sub>値が0.6以上で倒壊、崩壊する危険性が極めて低いということになっております。あわせて防災拠点のことも考え、1階部分に家庭科室、保健室の設置としております。児童生徒、地域の安全・安心の目的からこの工事に反対する理由は見当たりません。

よって、第72号議案については賛成をするものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

4番、大畑利明議員。

○4番（大畑利明君） 4番、大畑です。私は、城下小学校南校舎耐震補強及び改修

工事請負契約の委員長報告に賛成し、原案に反対するものでございます。

まず、本議案の請負契約の内容は、ただいまも説明ありましたように、小学校南校舎の耐震補強、これは耐震構造のI s 値を改修後0.77に高めるということで、RC壁の増設1カ所、屋上の敷砂利撤去による荷重軽減ということ、耐震補強については問題ないというふうに考えておりますが、今回のこの耐震補強に加えて改修工事、これが多く内容を占めておまして、ここに幾つかの問題点があるということで、反対をいたします。

まず、一つは、学童保育所の設置ということでございますが、これは施設の管理面から考えてシャッターを取りつけ、学校管理運営上問題ないというような設計でございますが、先ほども指摘が委員長報告の中でありましたように、学童保育室を校舎2階に新設するという内容に対する障害児への全く配慮が欠けております。トイレもしかりでございます。さらに、スペースの問題も指摘がございました。教育委員会の説明では音楽室を利用することにより、そのスペースはカバーしたいという説明がございましたが、抜本的に2階という内容は変わりございませんので、全く障害児に対する合理的配慮を欠いた差別的な設計であるというふうに捉えております。

それとまた、2階の廊下を仕切るシャッターでございますが、そのことが逆に火災等の発生が想定された場合には、児童の避難誘導の妨げになるおそれがあるということで、児童生徒の安全性を考えた場合、重大な危険が及ぶことも想定できますので、そういう意味から反対をするものでございます。委員各位の御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 次に、5番、鈴木浩之議員。

○5番（鈴木浩之君） 5番、鈴木です。議案番号72番、城下小学校南校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について、反対の立場で討論させていただきます。

城下小学校南校舎は、いろいろ議案の提案理由であるとか、先ほどの討論等であつたとおり、建設からの経過及び耐震強度の向上、耐震補強促進法関連法にかかわって建築基準法上の確認申請が免除されるなど、耐震補強単独事業としての評価はできるものであると考えます。今回の反対討論で耐震補強を遅らせるということではないということだけ御理解いただければと思います。

一方で、この改修工事、ここに一緒に含まれる改修工事に当たって、主要施策説明書による事業目的からは、この工事が建築基準法の確認申請免除であつたとして

も、バリアフリー法または県の福祉のまちづくり条例に該当する工事であるというふうに考えます。よって、2階へのアクセス及び障害者用トイレが1階にのみ設置されている等、今回の改修工事にそのバリアフリー等の観点が反映されていないのではないかと。もし、そこを追加工事等のできるのであればいいんですが、その説明等がありませんでしたので、今回、この締結について反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 次に、15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 第72号議案に対する反対討論を行います。

その反対理由ですが、その第1には、1億4,000万円という大事業にもかかわらず、地元のPTAや校区内の自治会長にすら説明されていないことが挙げられます。学校を使いながらの工事は子どもたちにも影響がありますし、災害時に避難所となる学校ですので、当然自治会長には最低限どのような工事をするのか、いつまでかかるかなどを知ってもらう必要があるのではないのでしょうか。

2点目には、山崎小学校の北校舎は、昭和48年建築で40年経過しており、取り壊して改築となっておりますが、城下小学校は、工事対象となっている南校舎は昭和50年建築で2年しか違いがありません。なぜこのような違いになるのか、納得できる説明がありませんでした。

そして、3点目には、るる討論がありましたけれども、学童保育の教室が当初は1階の家庭科室を当てる計画になっていたのにもかかわらず、地域団体からの要望で2階に変更されたとのことでもあります。しかし、2階には障がいを持っておられるお子さんを学童保育として受け入れることになった場合のトイレでありますとか、またエレベーターなどの施設整備が全く検討されておられません。今の時代にバリアフリーではない公共施設はあり得ません。このような問題の多い工事が実施されると、二重投資は必至であり、もしこの議会が可決するのであれば、私は支出の差しとめを求めて裁判所へ訴えなければならぬと考えております。今なら議会が否決すればやり直しもできて、二重投資という公費を無駄遣いすることもなくなります。

以上で討論を終わります。

○議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第72号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員長報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

第72号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第72号議案は、原案のとおり可決されました。

12時近くになりましたが、引き続き会議を行いたいと思います。

日程第12 第73号議案

○議長(岸本義明君) 日程第12、第73号議案、小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る6月17日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年6月17日に審査付託のありました第73号議案、小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、6月17日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

宍粟市消防団の機動部が使用する小型動力ポンプ付積載車3台について、更新を行い機動部の消防力の向上と、緊急時の迅速かつ適切な対応を図ろうとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第73号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 第74号議案～第76号議案

○議長(岸本義明君) 日程第13、第74号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例についてから第76号議案、宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長(福元晶三君) 第74号議案から第76号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案しております3議案につきましては、東日本大震災を契機として、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている中で、国家公務員の給与減額措置を踏まえ、国から地方公共団体も国に準じた取り組みを講ずるよう要請があり、宍粟市といたしましても、交付税が減額されている状況を考慮し、国からの要請に準じて特別職及び一般職の給与等を減額しようとするものであります。

第74号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例及び第75号議案、宍粟市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定では、市長、副市長、教育長の給料

月額を国の要請どおり10%減額するとともに、市長、副市長の12月の期末手当を3%削減し、教育長については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ3%削減しようとするものであります。

続いて、議案第76号、宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定につきましても、一般職の給料月額を国の要請どおり引き下げし、12月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ3%削減するとともに、管理職手当を月額5%減額しようとするものであります。

なお、医師職については、人材確保に苦慮していることから、減額の対象から除くとともに、看護職についても、給料削減率を一般職の職員の半分とすることで、少しでも必要数の確保に努めたいと考えております。

以上、3議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

5番、鈴木浩之議員。

○5番（鈴木浩之君） 5番、鈴木です。質疑を行います。

今回、74号議案、75号議案、76号議案、全て関連があると思いますので、まとめの質疑にさせていただきます。

まず、今回、国からの要請、東日本大震災への復興支援等の目的等で地方交付税を減額すると、それでその分をそちらに回すという、多分要請があったかと思うんですけども、その削減の要請に対して、まず、特別職の給与、特別職の期末手当、管理職手当など、一般職の方の給与以外で今回の削減額を算出することはできなかったのかというところで、その案があれば御提示いただければと思います。

お願いします。

○議長（岸本義明君） 企画総務部次長、花本 孝君。

○企画総務部次長（花本 孝君） 実務的なことでございますので、担当より御説明させていただきます。

まず、特別職の給与と管理職手当等で削減ができなかったかということでございますけども、条例を適用する期間の特別職の給料額、期末手当額及び管理職手当額の総額を仮に支給をしなかったものとしたしましても、交付税の削減額1億3,700万円には及びません。さらに、一般職の給料を削減する必要がございます。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 5番、鈴木浩之議員。

○5番（鈴木浩之君） では、その件は了解いたしました。

ということで、今回、割合を各役職等に対して何%削減というふうにして、その削減額1億3,000万円を捻出するということだと思んですけども、具体的に、もしで構いませんが、数字があれば特別職の何%で幾ら、一般職の削減何%で幾らという算出の根拠を皆さんにわかるように明示いただければと思います。これは、今お手元に数字があれば結構です。お願いします。

○議長（岸本義明君） 企画総務部次長、花本 孝君。

○企画総務部次長（花本 孝君） 特別職の給与につきまして、先ほど提案のとおり、給料月額10%と12月の期末3%の減で、約2,000万円でございます。申しわけございません。約230万円でございます。また、一般職の給料月額が1億3,500万円でございます。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 5番、鈴木浩之議員。

○5番（鈴木浩之君） まず、確認なんですけど、その数字で間違いはないですか。ないとしたら、その1億3,700万円の部分で、ほぼ一般職の方の削減でその目標を達成しようというふうに捉えられるんですけども、その認識で間違いはないでしょうか。その御回答をいただいて、再応答させていただきます。

○議長（岸本義明君） 企画総務部次長、花本 孝君。

○企画総務部次長（花本 孝君） 先ほど御説明しました金額で約1億3,700万円になります。それが今回の削減額の合計額、一般職と特別職を合わせた額でございます。

○議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

○4番（大畑利明君） 申しわけございません。4番、大畑でございます。

今回の3議案の提案理由が、地方交付税の削減によるという御説明がございましたが、その額が今お示しされました。それに加えて、この間、地域の元気づくり事業費というのが臨時交付金として入っていると思いますが、その額はおわかりでしょうか。

私は、その地方交付税の削減分とこの元気づくり事業費を差し引きしたものが、今回の減額の根拠になっているものであるというふうに認識しておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（岸本義明君） 企画総務部次長、花本 孝君。

○企画総務部次長（花本 孝君） ただいまの元気づくりの交付金も検討はされておりますけども、その部分につきましては、その目的があって交付をされるわけでございますから、このたびの給与削減とは関連はさせておりません。

○議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

○4番（大畑利明君） 4番、大畑です。でしたら、その元気づくり事業の目的について、どのように、何に使われたのかお教えいただけますでしょうか。

○議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

○副市長（清水弘和君） 交付税の減額は、先ほど言いましたように、総額で1億3,700万円相当でございます。そのうち4,800万円は地域づくりで交付される予定でございます。これについては、市長の方針のもと、地域を元気にするとかというような施策を講じております。9月補正で交付税の減額なり、人件費の減額もいたしますので、その時点で修正を加えたいというように思っております。

○議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第74号議案から第76号議案までの3議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第74号議案から第76号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第14 請願第2号の閉会中の継続審査の件

○議長（岸本義明君） 日程第14、請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請についての閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本請願については、去る6月6日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものでありますが、総務文教常任委員長から会議規則第112条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。請願第2号を閉会中の継続審査とすることについて、討論を行います。

反対者の通告がありますので、発言を許可します。

16番、実友 勉議員。

○16番（実友 勉君） 16番、実友です。委員長報告に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

私は、この請願の紹介議員といたしまして、6月10日に開催されました総務文教常任委員会に出席をいたしまして、趣旨の説明をさせていただきました。その際、委員から2点について質問があり、細かい内容で答弁ができませんでしたので、早急に調べ、翌日には、秋田委員長に総務文教常任委員会に出席し、答弁ができなかった項目について回答する準備があることを申し入れました。ところが、10日の委員会で早々に閉会中の継続審査にすることを決定されたと言われました。再度、申し入れまして、17日の委員会で諮っていただきましたところ、そのときにも賛成多数により閉会中の継続審査になったということでございました。

私には、こういったことが考えられません。6月21日まで会期が10日間もあるにもかかわりもせず、6月10日の時点で、閉会中の継続審査にすると決めてしまってもいいのでしょうか。翌日の11日も委員会審査予備日として予定もされておりました。請願趣旨の細かい内容であれば、請願者を参考人として委員会に呼び、質問ができることは当然皆さんも御存じのことと思います。請願であっても、会期中に審査を尽くし、参考人を呼ぶべきときは呼んで、なお結論が出ない場合に限り閉会中の継続審査とするべきです。それを1回の審査のみで会期中に十分審査する時間があつたにもかかわらず、また、私の再度の申し入れにも応じず、委員会初日に閉会中の継続審査にしてしまったことは、私には理解ができません。

国への次年度予算要望等にあつては、この時期を逃すことはできません。また、近隣の市町においても、私の聞くところでは全て採択になる見込みというふうに聞かせていただいております。

よって、本日、これから総務文教常任委員会を開催し、審査をする時間もあります。会期を延長していただいて審査することもできますので、閉会中の継続審査にすることに反対をいたします。

以上です。

○議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

請願第2号を閉会中の継続審査とすることについて、採決いたします。

請願第2号を閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（岸本義明君） 起立少数であります。

請願第2号は、閉会中の継続審査とすることは否決されました。

なお、お諮りします。

請願第2号については、会議規則第46条第1項の規定により、本日午後3時半までに審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 過去において、審議に時間制限を設けたことはございませんが、これを前提にされるんですか。

○議長（岸本義明君） 時間制限は、今回はもう最終日でもありますし、やりたいと思います。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 最終日、最終日と言われるのであれば、会期を延長してください。議会は片づけ仕事でやるところじゃないんです。会期の延長を求めます、それやったら。

○議長（岸本義明君） 時間制限することに、御異議ありませんか。

起立によって採決いたします。

時間制限を設けることに賛成の方、起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（岸本義明君） 起立多数であります。

よって、時間制限をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時16分休憩

---

午後 3時50分再開

○議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま総務文教常任委員長から付託しておりました第74号議案から第76号議案までの3議案と請願第2号の審査が終了したとの報告及び懲罰特別委員長から審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第74号議案から第76号議案までの3議案を追加日程第1、請願第2号を追加日程

第2、福島 斉議員に対する懲罰の件を追加日程第3として日程に追加したと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第74号議案から第76号議案までの3議案を追加日程第1、請願第2号を追加日程第2及び福島 斉議員に対する懲罰の件を追加日程第3とすることに決しました。

追加日程第1 第74号議案～第76号議案

○議長(岸本義明君) 追加日程第1、第74号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例についてから第76号議案、宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

第74号議案から第76号議案までの3議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 本日、審査付託のありました第74号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例についてから、第76号議案、宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例については、先般、第5回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の3議案、第74号議案、第75号議案、第76号議案は、国全体の財政状況や東日本大震災の復興に充てる必要から、国家公務員の給与が削減されたことに伴い、地方にも削減が求められたことに伴うものであります。

第74号議案は、市長及び副市長の給料月額及び期末手当について、第75号議案は、教育長の給料月額及び期末勤勉手当について、第76号議案は、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当、管理職手当についてそれぞれ削減をするものであります。

なお、ドクター職については、人材確保の観点から減額の対象から除くとともに、看護職についても、給料削減額を一般職職員の半分とするものであります。

また、今回の削減は、本年7月から来年3月までの期間を設けての減額であります。

審査の経過につきましては、第76号議案につきましては、国の一方的かつ半ば強制的な強要による削減であり、地域主権、地方分権の流れに逆行するものであると

の意見も出ました。また、近隣市町においては、給与の改定は人事院勧告によるべきとの見解を示されていることもあり、また、医療現場において、職種において削減減額に差をつけることはいかがとの意見も出されました。

審査の結果、第74号議案及び第75号議案につきましては、全会一致で原案を可決すべきものと決まり、また、第76号議案は、賛成少数で原案を否決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、採決は分離して行います。

まず、第74号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

次に、第75号議案について討論を行います。

本議案に関しましても、発言通告が出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

次に、第76号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、賛成者の発言を許します。

10番、藤原正憲議員。

- 10番（藤原正憲君） 10番、藤原です。それでは、第76号議案、宍粟市一般職の職員の給与の特例に関する条例について、私は賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

ラスパイレス指数に対する考え方はいろいろあるようでございますが、ここまでこの指数が地方公務員の給与水準の比較等に広く利用されたところであります。

このたびの国の財政状況や東日本大震災の復興に充てるため、内閣総理大臣あるいは国会議員等特別職の給料が10%から30%の間で減になりました。そして、また一般職の国家公務員給料も平均で7.8%減になったことに伴いまして、本市のラスパイレス指数が105.7ということで、国と比較して5.7ポイント高くなるために減額調整をするものであります。

本市の厳しい財政状況等を見るときに、これも1点いたし方がないのかなと私は思いますし、また、一方、一般市民感覚としても、やはり公務員の給料は高いのではと、そういう思いもあると申し上げまして、私は賛成討論をいたしたいと思いません。

議員各位の御賛同を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

- 議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

4番、大畑利明議員。

- 4番（大畑利明君） 4番、大畑でございます。私は、第76号議案、一般職の職員の給与の特例に関する条例に反対の立場で討論をいたします。

本来、地方公務員の給料は、国公準拠という原則を踏まえながら、条例により地方が自主的に決定すべきものであります。国が地方自治体に給与費の削減を要請することはあったとしても、地方交付税の削減を通じて事実上強制することは筋が通らないと言えます。

地方交付税は、自治体の一般財源を保障するものであって、国の補助金ではありません。国が地方交付税削減によって、地方公務員給与の削減を誘導する策は、地方交付税はもとより地方分権や地域主権の根幹にかかわる問題であると言えます。

公務員給与の削減の是非も、その程度も、削減した場合の財源の使い道も、自治体が自主的に考えて住民との合意で決めるのが地方自治のはずで、人件費削減の使い道は、市民サービスとして還元されるべきものであり、今回のように交付税削減という国の財政健全化に使用されるものではないと考えます。

これまで、本市は平成17年の合併以降、給与・手当の削減や相当数の職員数の削

減など、独自の総人件費削減を進めてきた経過があると思います。にもかかわらず、今回は国と制度が違う単純比較に適さないラスパイレス指数を取り上げて、あたかも地方公務員の給与水準を低下させることが命題であるかのような措置が行われていることも問題があるというふうに思います。

私は、地方公務員の給与削減が、地域の民間労働者への悪影響を及ぼすものという懸念も捨て切れないものというふうに考えます。

また、今回の当局からの提案内容は、周辺の市町村で未実施の市町村があること、あるいはラスパイレスに関係のない一時金削減を見送っている市町などがあること等々、周辺の給与との均衡が全く図られていないというふうに考えます。給与均衡の原則ということからも賛成できない内容であると思います。

そのほか、特例と言いながら、医師職等を除外していることについても、私は賛成できない、そういう立場で反対をいたします。議員各位の賛同を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 第76号議案に対する反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

まず、第1点目でありますけれども、今朝の神戸新聞にも書いてありましたとおり、たつの市と太子町は今回の給与削減の見送りをしております。たつの市長は、「合併後の行財政改革で残った職員の負担も増えた、現状維持でも県内他市と比べて給与は低いと考えている」と説明をされておりますし、太子町長は、「従来、人事院勧告に基づき、給与改定をしてきた。このやり方を変えるのは疑問」としておられます。

しかも、たつの市も太子町もこの減額については、2013年度当初予算で既に見込んでおるというふうを書いてありまして、市民サービスなどへの影響はないと書かれております。しかし、宍粟市の場合は、そこまで先読みができておらず、このような措置はとられていないということでありました。

それと、2点目には、賛成討論の中で公務員給与は高いという表現がございましたけれども、私もいろいろ調べてみましたら、公務員給与というのと一般の民間の給与の比較の仕方、そのことにもいろいろな問題があって、ただ単純に比較して公務員給与が高いというふうには言えないのではないかと、そういうふうな資料が出されておるところも見ております。

民間の給与はそれぞれ大企業、中企業、小企業、そういうふうなランクづけでそれぞれ分かれております。そういう中で、民間の給与の場合は男性職員と女性職員の給与価格の差、こういうものもあっておのずと平均値をとれば一般の民間給与が低くなる、そういうふうな仕組みがあるにもかかわらず、一方的な見方で、民間給与は公務員給与よりも低いんだというふうなイメージが一方的に流されているのが現実ではないかと思えます。

私がこの間ずっと公務員バッシングということを見ておりましたときに、なぜかなと思っておったわけでありましてけれども、この公務員バッシングというのは、政府やマスコミが市民と公務員を分断させて対立をあおっている、こういうふうな中で生まれていることであると思えます。本来は、公務員の皆さんと市民とは協働の関係にあって、よりよいまちづくりをつくっていく、そういうふうな関係でなければならないと思うわけでありましてけれども、なかなかそういう関係にならないようにするために、そういうふうな公務員給与は高いという一方的な議論が持ち込まれているのではないかと思えます。

また、先ほど大畑議員も触れられておりましたけれども、医師給与については全く減額をしないというのであれば、当然、総合病院が中心になるかと思えますけれども、看護師の給料また病院の技師、そういう方への給料の減額もやめるべきであると思えます。そういうことになりますと、当然、一般職の方も一生懸命働いておられるわけでありましてから、今回の減額そのものを私はやめるべきであるというふうに考えております。

地方公務員も一般市民と同じ生活者なわけでありまして。こういうことから考えましても、これまでも公務員給与というのは大幅に体系が変えられて、なかなかベースアップが図られない、こういうふうな状態に置かれてきたのが現実であります。このようなことがずっと続いている中で、今回の引き下げということになりますと、1億4,000万円余りの影響額が出るわけでありましてから、それはそのままこの宍粟市内での消費に影響があると言わざるを得ません。

このような経済状況のもとで、このような給与の減額をするということは、一般の商店、そういうところにも当然影響を及ぼすことを考えましても、絶対に行うべきではないと考えます。

以上で、討論を終わります。

○議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

まず、第74号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第75号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第75号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第75号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第76号議案の採決を行います。

第76号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

第76号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第76号議案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 請願第2号

○議長(岸本義明君) 追加日程第2、請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本請願は、去る6月6日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年6月6日に審査付託のありました請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復

元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

この請願については、本日第5回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により、御報告を申し上げます。

紹介議員の委員会への出席を要請し、請願内容の説明を求めました。

今回の請願は、豊かな教育環境を整備するための30人以下の少人数学級の推進と、教育の機会均等と水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担割合2分の1への復元のための平成26年度政府予算に係る意見書の採択の要請であります。

審査の経過は、今回の少人数学級の推進は、市の進める学校規模適正化の内容と相反するものである、委員会としてなお慎重な審査をするべきとの意見も出ておりましたが、本日、審査の結果、全会一致で採択することと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

請願第2号は、採択となりました。

追加日程第3 福嶋 斉議員に対する懲罰の件について

○議長（岸本義明君） 追加日程第3、福嶋 斉議員に対する懲罰の件を議題といた

します。

福嶋 斉議員の除斥を求めます。

(福嶋 斉議員 退席)

○議長(岸本義明君) 本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、16番、実友 勉議員。

○懲罰特別委員長(実友 勉君) 本日、審査付託のありました議員、福嶋 斉君に対する懲罰動議について、先般、私、長老の実友が委員長、そして、山下由美議員が副委員長を拝命し、懲罰特別委員会を招集いたしまして、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

審査の結果、福嶋 斉議員の発言に対しては、言葉の表現としては行き過ぎの部分もありますが、本会議の発言として許容範囲と認められるため懲罰を科さないものと賛成多数で決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長(岸本義明君) 懲罰特別委員長の報告は終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は、福嶋 斉議員に懲罰を科さないとするものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岸本義明君) 起立多数であります。

よって、福嶋 斉議員に対し懲罰を科さないことは可決されました。

福嶋 斉議員の入場を求めます。

(福嶋 斉議員 入場)

○議長(岸本義明君) 暫時休憩いたします。

午後 4時15分休憩

---

午後 4時16分再開

○議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、総務文教常任委員長から、発議第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

発議第5号を追加日程第4として議題とすることに決しました。

追加日程第4 発議第5号

○議長(岸本義明君) 追加日程第4、発議第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

この際、総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 発議第5号、宍粟市市議会議長、岸本義明様、総務文教常任委員長、秋田裕三です。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

理由、この意見書については、兵庫県教職員組合宍粟支部から平成25年5月28日付で議長宛て採択の依頼があり、総務文教常任委員会に付託されました。総務文教常任委員会で協議した結果、全会一致でこの請願の趣旨を賛同し、採択すべきものと決し、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものであります。

裏面、朗読をもって御紹介をいたします。

少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1

復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書(案)

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応をおこなうためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文

部科学省が実施した「今後の学級編制及び職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小・中・高の望ましい学級規模」として26人ないし30人を挙げています。

子どもたちが、全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中では日本は最下位になっています。また、三位一体の改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大にみられるように、教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から平成26年度政府予算編成において、下記事項の実現について地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

#### 記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

兵庫県宍粟市市議会議長 岸 本 義 明

以上。

○議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

発議第5号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号について採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

発議第5号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま採択されました請願の意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第15 発議第4号

○議長(岸本義明君) 日程第15、発議第4号、宍粟市議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを議題とします。

本発議は、西本 諭議員ほか7名から提出されました。

この際、提出者の西本 諭議員に提案理由の説明を求めます。

8番、西本 諭議員。

○8番(西本 諭君) それでは、発議第4号、地方自治法第112条第2項及び宍粟市議会会議規則14条の規定により、提案をさせていただきます。

宍粟市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、提案理由を説明させていただきます。

このたび、国全体の財政状況や東日本大震災の復興に充てる必要があることから、国家公務員の給与が削減され、地方自治体にも削減を求められております。

これを受けて、宍粟市一般職の職員の給与、特別職の給与及び教育長の給与が削減されることに準じて、平成25年7月から平成26年3月までの議員報酬について、5%を削減する特例条例を制定しようとするものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 西本 諭議員の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第4号を採決いたします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 所管事務等調査について

○議長（岸本義明君） 日程第16、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に附託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、第53回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでした。

本会議の終了にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日をもって第53回宍粟市議会定例会を終了いたしました。皆様大変御苦労さまでございました。

本議会は選挙後初の議会で市長もおかわりになりました。また、定数2減の議会におきましても、その3分の1が新しい議員さん、その上、私のようなふなれなものが議長を務めるということで、議会事務局はもちろん多くの市民の方々が議会運営について、相当心配されたことと思います。

そうした中、市当局をはじめ議員の皆様の御協力と熱意に支えられまして、副市長、教育長の選任議案をはじめ多くの議案を審議していただき、ここに全て終了できました。本当にありがとうございました。

しかしながら、当然のことではありますが、市当局におきましても、また議員の皆様におきましても、市民の皆様の期待に沿って負託にこたえていくのは今でしょう。たくさんの課題を抱えているこの宍粟市を住みやすい、住んでよかった明るい

まちに向けて少しでも、一歩でも前へ進めていく、その責務を十分再認識して行動に移す、そうした活動を期待いたしまして、そして改めて皆様の御協力に感謝を申し上げます、議会終了の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○市長（福元晶三君） 第53回宍粟市議会6月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

雨の滴にアジサイが彩り深く輝くころとなりました。

今年は、梅雨入り以降晴天が続き、各地で農業への影響が心配されておりましたが、一昨日から梅雨らしい天候となってまいりました。こうした年は、梅雨末期の集中豪雨が懸念されることから、いま一度、防災対策を確認するとともに、台風シーズンに向けて体制を整えてまいりたいと、このように考えております。

さて、5月23日に開会された第53回宍粟市議会定例会は、岸本議長、高山副議長をはじめ議員各位の御精励により、全議案を議了いただきましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会につきましては、副市長の選任、教育委員会委員・公平委員会委員・監査委員の任命等の人事案件、平成25年度一般会計補正予算、宍粟市税条例の一部改正の専決処分の承認案件等々の重要案件について慎重に御審議いただき、適切な議決をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

また、第三代宍粟市長として述べました私の所信に対していただきました質問や提言につきましても、真摯に受けとめ、一つ一つの政策を着実に実現していく決意を新たにいたしましたところであります。

さて、来る7月21日には第23回参議院議員通常選挙が行われます。今回の選挙は、経済再生や憲法改正が争点とされるなど、我が国の将来を考える上において、非常に重要な選挙となります。また、あわせて兵庫県知事選挙も行われ、ふるさと兵庫の将来の姿が問われる選挙となります。

こうした中におきまして、宍粟市は今、少子高齢化と過疎化、若者の定住、経済の活性化等の課題が山積する中におきまして、将来に向け大きなターニングポイントを迎えようとしております。

今後さらに国県の動向も注視しながら、市民をはじめさまざまな団体や地域の皆様の声を聞き、躍動する宍粟市の実現に向けて、積極的なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

終わりになりましたが、議員の皆様には御健勝にて宍粟市の発展に向け、より一

層の御尽力を賜りますとともに、今後とも市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後 4時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 林 克 治

宍粟市議会議員 稲 田 常 実